

お客さま各位

「約款・規定集」の一部変更について

当社では、「約款・規定集」について一部変更いたしましたので、ご案内いたします。

記

[変更内容]

1. 「MITO 積立投信約款」の変更。(改訂日 2021年10月1日)

(下線部分が変更箇所です)

新(変更後)	旧(変更前)
<p>(自動引落、振替の停止)</p> <p>第12条 当社は、収納代行方式および振替方式において3回連続して引落または振替が行われなかった場合、お客さまに通知することなく自動引落または振替を停止するものとします。</p> <p>2 当社は、前項の自動引落または振替の停止によりお客さまに生じた損害等については、その責めを負わないものとします。</p>	<p>(自動引落(追加)の停止)</p> <p>第12条 当社は、収納代行方式(追加)において3回連続して引落(追加)が行われなかった場合、お客さまに通知することなく自動引落(追加)を停止するものとします。</p> <p>2 当社は、前項の自動引落(追加)の停止によりお客さまに生じた損害等については、その責めを負わないものとします。</p>
<p>(自動引落、振替の再開)</p> <p>第13条 当社は、前条第1項により停止した自動引落または振替について、お客さまが所定の方法により自動引落または振替の再開を申出た場合、再開するものとします。</p>	<p>(自動引落(追加)の再開)</p> <p>第13条 当社は、前条第1項により停止した自動引落(追加)について、お客さまが所定の方法により自動引落(追加)の再開を申出た場合、再開するものとします。</p>
<p><u>(2021年10月1日改定)</u></p>	<p><u>(2020年11月1日改定)</u></p>

2. その他

「金融商品の販売等に関する法律」の改正にともなう法律名の改称により、「約款・規定集」に表記した「金融商品の販売等に関する法律」は「金融サービスの提供に関する法律」と読み替えてください。(改訂日 2021年11月1日)

以上